

令和 8 年度 第 1 回 市川市再犯防止推進計画策定委員会 会議録

1. 開催日時

令和 8 年 5 月 27 日(水) 14 時 30 分～16 時 00 分

2. 開催場所

市川市役所第 1 庁舎 2 階 大会議室

3. 出席者

【委員】

山下委員（委員長）、朝比奈委員、芦田委員、石川委員、伊藤委員、
稲葉委員、上田委員、加藤委員、岸委員、鈴木委員、藤井委員、細野委員、
宮本委員、山井委員、山田委員、渡邊委員

【市川市】

地域共生課・地域包括支援課・障がい者支援課・生活支援課・
市営住宅課・商工課・義務教育企画課・指導課・少年センター

4. 傍聴者

0 名

5. 議事

- (1)市川市再犯防止推進計画（案）について
- (2)市川市再犯防止推進計画策定に係るパブリックコメントについて
- (3)その他

6. 配付資料

- ・資料 1 市川市再犯防止推進計画（案）
- ・資料 2 市川市再犯防止推進計画策定に係るパブリックコメントについて

7. 議事録

(14 時 30 分開会)

発言者	発言内容
	議題(1)市川市再犯防止推進計画（案）について
山下委員	それでは、議題(1)「市川市再犯防止推進計画（案）について」事務局より説明をお願いします。
地域共生課長	（事務局の説明）
山下委員長	説明が終わりましたので、委員の皆さんからご質問やご意見をいただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。
稲葉委員	10ページについて、アンケートの項目の一番最後の15番【被害者に関する質問】というところで、「市川市犯罪被害者等支援条例を策定しました。このことを知っていますか。」というようなご質問をされていますが、この質問の趣旨や目的、それからこれに関して、特にその後何もコメント等がないのですが、この辺りのところをもう少し補足して説明をいただければと思います。よろしくお願いいたします。
地域共生課長	今回のアンケートを実施した際に、あくまでもこのアンケートの項目が全部犯罪を犯してしまった方に対してのアンケートというような構成になっておりました。 そのため、このアンケートをとる際に、被害者の方への配慮といった部分で、市川市の方でもこういった条例を定めているということとをまずはアンケートに記載させていただき、被害者の方にもしっかりと市川市として支援をしているということを知っていただくために、まずは確認をさせていただいた項目となっております。以上でございます。
稲葉委員	ありがとうございました。 この結果を見ますと、95%の方が知りませんということですが、この資料を全体的に見させていただいて、15番の被害者に対する支援にも市川市は手厚いんだということが非常に重要かなと思っております。 やはり再犯防止ですから、罪を犯してしまい、それに対してもう償っているんだけど、その後なかなか思うように生きていけない、生きづらいというところを何とかしようという計画であるというのはもちろんわかるのですが、被害者に対する支援も手厚いということとを、この計画の主文の中には入れられないにしても、関係する参考資料等でこういった条例のことを少しでも掲載していただければ、一般市民の方のこの計画への理解

	が深まるのかなと思いましたので、その辺りももし可能であればご一考いただければと思います。以上でございます。
地域共生課長	貴重なご意見ありがとうございます。こちらの方検討させていただいて、進めて参りたいと思います。
山下委員長	他にございますか。
山井委員	これまでの議論を十分に踏まえられていなくて筋違いの発言であったとしたら申し訳ございません。 「地域の支援体制について」ということで、わかりやすい図式化をしていただいているかと思います。「更生保護を支える団体」「行政の相談窓口」「関係機関」というように項目を立てていただいております、こちらに「保護観察所」も市川市の再犯防止のために皆様と手を取って仕事をさせていただく機関として位置づけていただくことは可能なのかなと思ひまして、相談者の方からの矢印の「行政を頼れない」というところで、行政に相談を持ち掛けるというのは、その後の展開も気になるころがあったりしてハードルが高いものなんだというお話も議論の中であったかと思ひますので、この中に保護観察所を位置づけていただくとしたらどこがいいのかというところは、皆様のご意見もぜひお聞かせいただきたいころではあるのですが、この中に保護観察所を含めていただくことの可否についてもご検討いただけるとありがたいかなと思ひました。
山下委員長	重要なご指摘だと思います。事務局の方で何かありましたらお願いします。
地域共生課長	貴重なご指摘ありがとうございます。この構図の中に保護観察所を入れることはもちろん可能でございます。 こちらのどこに位置づけるのが適切なのか、委員の皆様からご意見を伺えればと思っております。
鈴木委員	保護観察所を位置づける場所ということで、私たち保護司はいつも保護観察所と連携して動いており、更生保護女性会、BBSの会も保護観察所と連携しておりますので、この場所に入れていただければ、かなり強い味方になるのかなと思っておりますので、ぜひともよろしくお願ひいたします。
山下委員長	他に皆様いかがですか。

渡邊委員	民生委員児童委員の代表として来ているのですが、我々地域の一般の市民は、この案の中で具体的に地域で何をしていくのかお聞きしたいです。 従来、「社会を明るくする運動」ということで、7月の保護司会さんの講演会に民生委員の何名かが代表で参加させていただいておりますが、従来の活動だけでない何かしら具体的な方向性があるのか、日常の活動の中で私たち一般の市民ができること、してほしいことというものが、申し訳ないのですがこの中では民生委員として見えてこないもので、教えていただきたいです。
山下委員長	今までのお話をまとめます。 皆様からご意見をいただいたことと、先ほどの事務局の案の説明において、条例についてのご指摘と、その認知度があまりにも低いので、この計画の最後の方に参考としてつけていくことが重要ではないかというご指摘がありました。 その後の質問においては、21ページの「地域の支援体制について」の図についてご意見があり、確か3月の委員会ではこの図まではしっかりと議論していなかったもので、この図をしっかりと作るということが本日の議題の本質的な論点となりそうですので、確認をしていきたいと思えます。 まず始めに保護観察所の置き方をどのようにするのかというところですね。保護司、更生保護女性会、BBSの会のところに入れてはどうかというお話があった通り、ぜひ入れた方がいいので、どのように入れていくかというところで、この図のベースでいくと、「更生保護を支える機関・団体」という書き方になるのでしょうか。それから、現場の方の違和感がない方がいいので、「支える」という言葉のままでいいのか、それとも別の言葉の方がいいのでしょうか。
山井委員	「広く支える」という言葉に我々の仕事は含まれると思えます。
山下委員長	ということで、「更生保護を支える機関・団体」のところ他に他の団体等を盛り込む必要があれば、ご指摘をいただくということが1つ。 そして、「行政を頼れない、頼らない方」という文章が、「更生保護を支える機関・団体」に向けた矢印のところに書かれていますが、それだけではなさそうな気もしていて、確かに前回の議論の中でそうした方も来ているというエピソードがあった気がしますが、関係機関も実はそういった方の相談を受けていたりするので、そこが2つ目の論点。 3つ目が「行政の相談窓口」というところを、市川市の相談窓口という感じで固めてみたのだろーと思えますが、福祉の相談だけでなく住宅や多文化共生、市営住宅のことなども書かれているので、ここを「行政の相談

	窓口」とすると、民間が登場したときに、どのカテゴリーに位置づけられるのかという疑問が出てくるかと思います。少なくとも13, 14, 15, 16ページの「9. 取組内容」の「再犯防止等に資する制度」の内容をくくったものをこの図の入れたんだろうと思いますが、ここの整備について何かアイデアなどがありましたら、これは一度委員長預かりか事務局預かりにして整理することになりそうなので、皆様からたくさんご意見をいただければと思います。 先ほどの民生委員さんのご質問を含めて、関係機関というところで置き場所に問題があるのか、そこにご意見を募ってもいいかなと思いましたが、何かございますか。
渡邊委員	具体的に何をしていくのかというところは、7月の保護司会さんの「社会を明るくする運動」に、民生委員も割り当てをいただいて参加させていただいているのですが、聞いていればいいだけのことではないと思っておりますので、その他のことで民生委員の方に「こういう活動が増える可能性がありますよ」と報告をすることがあるのかどうかというところを教えてくださいたいです。 相談者は、犯罪を犯した人、犯罪の被害者というように名札を付けているわけではないので、相談に来られる場合に、保護司さんや関係者の方に付き添われてこられる可能性はありますが、レッテルは見えない状態で次のところにつないでいかなければならないと思います。そのように考えると、我々は今後何をしていくべきなのかというところがわかればありがたいと思っております。
山下委員長	民生委員さんに期待することがあればぜひお願いします。
鈴木委員	民生委員さんだけでなく、ここにいらっしゃる全ての方に期待をしたいのですが、保護司、更生保護女性会、BBSの会の認知度がまだまだ低いということで、実は保護司は少し前までは隠れた存在でした。ここの誰が保護司をやっているということで訪ねていくと、この人は犯罪者だとわかってしまいますので、隠してくださいというのが保護司でした。 ただ、犯罪を犯した人は必ず地域に戻ってきますので、地域が受け入れてくれない限りは必ずまた再犯が起こってしまうということで、もっと更生保護活動について知っていただくためにも、今年も7月25日に、「社会を明るくする運動」で「いちかわ市民のつどい」というものが行われます。音楽や、予定しているものとして、もともと暴力団だった方で、今は少年院から出てきた人を更生させるための施設を少年たちのために一生懸命やっていて、フジテレビのザ・ノンフィクションという番組にも放映された方にお話をしていただこうかなと考えております。その中で、やはりまず

	第一歩として、各団体の方に、こういう人たちなんだ、こういう苦労があるんだということを知っていただければと思っております。 実は1、2か月前に少年補導員の研修の中で、もともと覚せい剤をやっている今は更生されたという方をお呼びしてお話をさせていただきました。その時には、地域共生課の方にも声を掛け、1名の方が見に来てくれました。 そのような形で少しずつ皆さんにこのような場所に足を運んでいただき、更生保護というもの、また、犯罪を犯した人は今どのような気持ちでいるのか、生の声を聞いていただくことで理解が深まっていくのかなと思います。先ほどのお話のように被害者の方の気持ちというところもありますので、一概には言えないのですが、ただ、一生懸命頑張っている人、再出発しようとしている人に皆さんからエールを送ってもらえるような地域になってくれば、再犯もなくなっていくのではないかなと思いますので、ぜひまずは各団体の方、皆さんに知っていただきたいと思っております。よろしくお願いします。
山下委員長	とてもいいなと思って聞いておりました。
渡邊委員	ありがとうございます。 我々は日常生活を送っていると、新聞やテレビでしか知らないことばかりなので、現実にはそのような現場を経験された方の言葉というのは非常に貴重だと思います。 7月25日の文化会館でのお話も重要だと思いますし、もしできれば、民生委員の会議の中でもお話をしていただけるのであれば、知らないことを教えていただければありがたいと思いますので、よろしくお願いします。
山下委員長	ありがとうございます。まずはこの計画も第1期目ということですので、関係機関の役割をよく知ろうとすることと、先ほどの「社会を明るくする運動」のプログラム等に参加して、時間を共にすることを通して理解を深めてほしいという鈴木委員からのメッセージもありました。 この計画の12ページの成果指標で、保護司、更生保護女性会、BBSの会、更生保護施設、社会を明るくする運動についての認知度の目標値が示されているので、保護司や更生保護女性会などそれぞれの説明は6ページのアンケートの米印のところに書いてはあるんですが、ここの成果指標の参考として、例えば13ページの取組内容の表のように説明を再掲し、かつ保護観察所についてもこういうところだという説明を書くことによって、先ほどお話した図の中の「更生保護を支える機関・団体」の説明として都合がつくと思います。これが計画の主となる部分なので、説明をしっかりと書いておくことで、状況がわかりやすくなるかと思います。

上田委員	21ページの図の「行政の相談窓口」のところは特に違和感はありませんか。 この図に入れた方がいいかなと思ったものとして、就労支援がこの計画の要となるところかと思いますので、ハローワークや、他のものとしましては、更生保護施設や、不動産関係でも生活保護の人を積極的に受け入れている不動産業者があると思うので、そのようなところを加えられるかと思います。
山下委員長	ありがとうございます。 「行政の相談窓口」に加えるものと、民間のそうしたものについての連携をどう考えるかというところですね。 「10. 推進体制」の書き出しで、「医療機関や教育センター内の「少年相談」など」と書き入れてくださっていますが、その部分と、2段落目の「民間事業者への理解を求めていくなど、庁内・庁外との連携」という部分をこの図に盛り込めるかというところになるかと思います。 朝比奈委員は何かございますか。
朝比奈委員	ご発言のあった更生保護施設は、一旦保護観察所からつながるという理解になると思います。先ほど連携体制の中に保護観察所を位置づけるというお話がありましたので、そこはクリアされるかと思います。 仕事につきましては、おっしゃる通り、私たち「生活サポートセンターそら」や「がじゅまる+」では、出所後に住み込みの仕事を探すためにハローワークさんの相談につながるという例もありますので、ハローワークさんとの連携は重要になるのかな思っております。例えば、手帳を持っていれば就労についても「えくる」さんが支援をしておりますので、それ以外の方については「そら」の方でも就労支援をしておりますので、ハローワークさんに入っていただくことで、取りこぼしが少なくなるのかなと思いました。 住まいについては、生活困窮者自立支援法の改正で、居住支援が困窮事業の中の役割に位置づけられたのと、市川市さんの方では市営住宅課の方で、民間賃貸のあっせんについても少しつないでいく仕組みを持っていますし、市営住宅課と書かれていると、そこまでが見えてこないもので、わかるような表現になればいいのかなと感じました。
山下委員長	ハローワークをどうするかというところですね。 それから、これを市民の方が見たときに、「えくる」「そら」などたくさん書いてありますが、どこに電話をかければいいのかわからないということも考えられるので、誰が見てもたどり着けるようになればいいのかなと

渡邊委員	思います。 一般市民の方が犯罪を犯した人に関わって何かをするというケースが具体的に思いつかなかったので、もし何かあれば教えていただきたいと思います。 一般のケースであれば、何か困ったことがあれば、近くの民生委員を呼んできて、「こんな問題があるんだけど、何とかありませんか」と相談して、民生委員が地域共生課につなぐというような対応をしています。犯罪に関わった人ということは普通に地域にいてわからないので、一般市民の方たちが更生保護の地域の支援体制というところを見て、何を感じてほしいのかというところは、事務局としてはやはり計画を見たら安心できるというところでしょうか。地域の方々がこれを見て、地域の治安はこれで守られているということを読み取ってほしいということでしょうか。
地域共生課長	地域の安全ということではなく、そのような方がいることを、支援フォーラムを開催して情報を共有し、例えば地区にAさんという対象者の方がいて。
渡邊委員	対象者かどうかの問題なのでしょうか。 対象者であることはベールで隠されているという前提で、「もしかしたら怖い人がいるかもしれないけれど、我々は守られているんだ」「我々はそれでは何をしたらいいのか」といったことが見えた方がいいのかなと思いました。
地域共生課長	ベールで隠されているという前提で、今まちを歩いていて、どの方が対象者かわからない中でも、警察の方のパトロール等でまちの安全・治安は守られているかと思います。 この地域の支援体制というのは、もし対象の方が地域の関係機関や相談窓口にいらっしやった際に、ここにありますいろいろな関係機関と連携をして、その方にどのようにして支援を進めていくのか、「更生支援フォーラム」で事例を挙げながら検討していくことで、最適な支援につなげていくというものであると考えております。その中で民生委員さんの役割としては、例えば「このような方が地区にいますが、何かお変わりはないですか」「いや、特に変わりはないね」「近所ではいろいろトラブルを起こしている人だと聞いているよ」というように地区の状況を聞いて、またそこで協議をすることで最適な支援につながるというところで、この図はそのような連携を表すものとなっております。 まとまりがなく申し訳ございません。

渡邊委員	地域に住んでいる人たちからすると、何かあっても安心だというところがほしいと思うんですね。 例えば、知り合いで、何かしら犯罪に巻き込まれて困っている人がいるというときに、どこに話してみたらいいのかふっと頭に浮かぶような、このまちに住んでいて安心できるバックがあるんだと思うことができる図であればいいのかなと感じたところです。 その中で、民生委員はどのような働きを期待されているのか持ち帰ることができればいいのかなと思っておりますが、どうでしょうか。誰に向かって何を訴えていくということが、見えれば良いと思います。例えば、万が一犯罪を犯した人が知り合いにいた際に、こういうところに話を持っていけば少しは緩和できるというのが見えると良いなと私は感じました。
山下委員長	ありがとうございました。 この図が、実際には地域の推進体制なのですが、地域の支援体制とも書かれているので、若干の違和感が出てきてしまっていると思います。 この計画がいずれは地域福祉計画に包含されるということであれば、地域の福祉計画には市民が出てきて、地域というエリアも市川市全域のエリアなのか、日常生活圏域の地区社協のようなエリアなのか、いろいろなものが想定されて見えてしまうので、連携で丸くすることに関しては意義はないのですが、推進体制というものと支援体制というものを合わせて作ってしまったために、解釈が独り歩きしてしまうので、10番の推進体制は、今記載されている5行の説明と、「更生支援フォーラム」という場や、策定委員会を定期的を開催するという説明でまとめ、支援体制については、具体的にそうした方を支えるための支援の体制についてということで参考とするのか、他のページに入れるのか、工夫した方がいいかもしれないですね。 そうすると図の上に地域と書いてありますが、この地域というのが何かわからなくなってきましたし、相談者というのも、本人と関係者が出てきて、グループホームのような取り組みもあるという話を聞くと、やはりいろいろな方がいろいろな支え方をしていて、支援体制の図にはもっとダイナミックさがあるということなので、この図についてもう少し皆様のご意見をいただいて、事務局預かりで再検討いただくということになるかと思います。 何かありますか。はい、お願いします。
藤井委員	市民の目に触れるということや、いろいろな感覚からすると、いつも「学校」という表記に違和感があります。この「行政の相談窓口」のところに「学校」と明記されると、私立や県立など全てひっくるめて「学校」という表記になります。「学校」というと身近なので、市民の方が見たと

	きに、そこに行けば何でも相談に乗ってくれると捉えられてしまう可能性があります。しかし、例えば中学校で今できていることというのは、過ちを犯して保護観察の処分がついていたり、少年院に入っていた子が在学中に戻ってきたときには、その子のために卒業まできちっと話をしたり、その後の就労や進学につなげていくというような助けにとどまり、卒業した後になると、やはり学校としては何もできないことがない、あるいはできることが少しずつ減っていくというような立場となっています。 「行政の相談窓口」として図に載せるのであれば、少年センターが少年相談を二十歳未満まで受けているのと、こちらの計画に指導課などが載っておりますので、行政として見ると「市川市教育委員会」を載せるのが適切かなと思います。 「学校」というように銘打って記載されるのは少し厳しいかなというところを、学校、特に小中学校の意見としてご検討いただけるとありがたいと思います。以上です。
山下委員長	このような関係機関の方の感覚が非常に重要なので、記載されている関係機関の方々はぜひご意見をお願いします。
石川委員	私たち更生保護女性会は、保護司さん、BBSの会と三者連携で活動しております。現在役所の方でもいろいろと行っていますが、私たちもそれとはまた別の関係で、こども食堂などをやっていて、そういうところに支援が必要な子がかかり来ております。 ただ「いらっしゃいよ」といったときには来ないので、どのようにして支援が必要な子たちを呼ぶのかという問題があります。広く「どんな方でもいいから誘い合って来てね」と言うと、支援が必要な子が混じっていて、支援につながるといったことしか現状はできておりませんが、この程度しかできないのが現実なのかなと感じております。 これは話が外れるかもしれませんが、今の若い子はスマホでAIなどを使っていますが、私たちがこの年でそのようなことに対応するのは難しいのかなとも感じているところです。 そして、この図ですが、このような組織は何個かに分類するのではなく、花びらのように重なった部分が出てきてもいいのではないかなと思いました。
山下委員長	2点重要なお話をしていただきまして、1つはやはり地域の支援体制ということになると、民間のボランティアな、生活のベースとなる部分を支援するこども食堂のようなふらっと立ち寄れるような場所があることが重要になってくるので、そういった場があることを表した支援体制の図が必要だろうというところです。

	もう1点が、それぞれの関係機関がいろいろな役割を担い合う時代になってきたので、図の書き方も花びらのように重なって見えてもいいのではないかというご指摘が素晴らしいと思ったところです。 ふらっと立ち寄れる場所があるということと併せて、資源を現在あるものだけではなく作っていかないと支援体制にならないと思います。 先ほどの民生委員さんの「役割は何ですか」というご質問についても、できる範囲でできることをするという意味で、18地区で学習会をして、まずは知ることから始めるというところを、今回のこの計画を受けた民生委員さんの行動指針にするといったことが考えられるかと思います。そのようなイメージが湧くかという話をこの図を通して現在進めているので、これについて他にご意見があれば、限られた時間になりますが、よろしくお願いします。
芦田委員	地域の支援体制を図で表すというのは、非常に難しいことだと思うのですが、最終的には、この計画に出てくる全ての機関が表されるものになるのではないかとお話を聞いていて感じました。そうなってくると、各機関の分け方については、13ページからの「取組内容」の表の左の縦軸の「相談窓口」「就労支援」「住居確保」などのカテゴリーも使いながら図を作ってもいいのではないかと感じました。 それから、おそらくこの計画は、犯罪を犯してしまった方が、再度この地域の中で犯罪を犯さないように、地域の中で何を考えていくかという趣旨になっていると思いますので、主人公はやはり犯罪を犯してしまったご本人だと思うのですが、先ほどのお話にありました一般市民の方の感覚でいうと、ご本人に対する相談機関や支援内容と、市民理解につながるような地域全体のことをカテゴリーに分けた整理の仕方も、抜本的に変わってしまうことになりますが、考えられるのではないかなと感じました。以上です。
山下委員長	団体間の連携という図の作り方もあるけれども、13ページ以降の「取組内容」の左側の縦軸の相談窓口の充実や就労支援、住居確保、保健医療・福祉サービスの提供、学習支援・教育現場等との連携、民間協力者の活動の促進、市民理解の醸成、地域とのつながり確保、防犯活動の推進といった観点で、図を書くことができるのであれば、それもひとつの作り方として考えられるのではないかというご意見です。 他にございますか。
朝比奈委員	先ほどの石川委員のご発言を伺っておりまして、孤立を防ぐということが非常に重要なポイントになってくるのではないかなと感じました。そのことがどこかで触れられると、ふらっと立ち寄れる居場所のお話も大事な

山下委員長	ポイントとして取り上げていくことができるのではないかなと思いました。 今のご意見を踏まえると、「地域の支援体制」というタイトルを、「ひとりぼっちを作らない体制」「孤立を防ぐ体制」のようなタイトルにして、ここに記載していただいた窓口や団体、関係機関は、更生保護だけをやっているわけではなく、別の領域で通常の業務をされながら計画に出てくる対象の方の支援をされているので、特に「更生保護を支える機関・団体の連携」というような、カテゴリーに分けた書き方をせずに図を作るという方法があるのではないかというご意見となると、作り直しの作業は減りそうな気がします。 その背後のところで、花びらのように、いろいろな相談窓口が市川市にはあり、就労支援、住居確保、教育、保健福祉サービスの提供体制もあり、と書いていくと、おそらく書ききれなくなってしまうので、考える必要があると思います。 違和感のある図にしないということが本日のゴールになりそうなので、「相談者」の置き方については、何か意見はございますか。
渡邊委員	地域があなたを受け入れるために、こんな花びらがありますよという図になるのかなと思います。 民生委員児童委員としては、その花びらを支え、花びら自体というのは保護司さんや更生保護女性会、BBSの会やその他いろいろな窓口であって、その花びらの上を飛び回っていて落ちてきた蜂を受け入れるというイメージが浮かびました。
山下委員長	貴重な意見をありがとうございます。他にございますか。
伊藤委員	当事者である相談者を真ん中に置いて、いろいろな機関に関わることができるという図になっているといいかなと感じました。
山下委員長	やはりまずは相談者、対象になる方を真ん中に置くことがスタートになるのではないかというご意見ですね。 福祉の業界は相談者を中心に、周りを関係機関がくるくると巻いて、ほとんど意味がない図だというような話がここ20年ほどあるのですが、今、更生保護のお話を伺っているとやはり真ん中に置いた方がいいのかなという、初心に戻ったような気がいたします。 他にございますか。
上田委員	この図に入れるべきものとして、法テラスがあげられると思います。

	相談者として想定される方は、お金に困っている方が多いと思いますので、弁護士に相談するというのはハードルが高いと思います。法テラスに相談すれば、ランダムで弁護士が変わってしまいますが、無料で3回まで依頼することができて、生活保護を受けていれば、生活保護費から費用が支払われるというものもありますので、法テラスもこの図に入れた方がいいかなと思いました。 もう1点が自立準備ホームも入れた方がいいと思っております。 更生緊急保護といって、不起訴だった方で、帰る場所がない方などを保護観察所に連れて行って、生活保護手続きをしたり、何か月間か支援をしてくれるところで、市川市では「ガンバの会」というところがあります。そういった自立準備ホームも入れた方がいいのかなと思いました。以上です。
山下委員長	ありがとうございます。 刑務所、少年院等の矯正施設を出所して、頼れる身寄り、帰る場所がない人に一時的な宿泊、食事を提供するのが自立準備ホームですよね。例えば市川市は「ガンバの会」がやっているという説明ですね。
上田委員	そうですね。不起訴になった方や判決を受けた方を連れて行ったことしかないのでは、他にどのような活動をされているのかについてはすみません、正確な情報がないのですが。
山下委員長	先ほどの更生保護施設のご意見とつながっていると思いますが、「更生保護施設・自立準備ホーム」というようなくくりで資源として書くのか、何かご意見はありますか。
山井委員	一時的な住居ということになりますので、犯罪をした人、非行のある少年やそれに関わる周囲の人たちにとって、恒久的な住居の確保と一時的な住居の確保をそこまでシビアに分ける必要があるのかというところもあるのですが、そこを深掘りしていると本日のゴールから遠ざかってしまうかと思いますので、保護観察所を通じて委託をさせていただいたり、手続きをとっているという意味では、保護観察所を窓口としていただいたうえでの住居支援として、「住居確保」の並びに入れても違和感はないかなと思います。 14ページのところに「一時的な住居支援」というようなカテゴリーを設けていただいて、更生保護施設や自立準備ホームといったものがあるという一般的な説明を書いていただき、問い合わせ先は保護観察所を記載するというようなまとめ方にさせていただくと、大きくそれることはないかなと思います。

山下委員長	14ページの縦軸の「住居確保」というところを「住居確保・一時的な住居支援」として、更生保護施設と自立準備ホームの説明を入れ、一番右端の問い合わせ先に保護観察所を入れるということで、電話番号は入れてよろしいですか。
山井委員	入れていただいても、基本的には地域から広くご相談を受けるという方向性は一致しておりますので、問題ございません。
山下委員長	では、事務局でまた調整はしていただきますが、この会議ではこのような調整をしたということになります。ありがとうございました。
	議題(2) 市川市再犯防止推進計画策定に係るパブリックコメントについて
山下委員長	それでは、パブリックコメントの話もしなければならぬので、議題(2)のご説明をいただいてから、また戻ってきたいと思います。 事務局より説明をお願いいたします。
地域共生課長	(事務局の説明)
山下委員長	ありがとうございました。 パブリックコメントに向けての案を本日の会議で固め、正式な策定は今年の11月前後といったご説明がありました。
山下委員長	それでは議題(1)市川市再犯防止推進計画(案)の支援体制の図について、先ほどの意見をまとめると、「行政の相談窓口」の部分の「学校」という表記を改めるというところ。 また、上に書いてある「相談者」を真ん中に持ってきますが、ここを「犯罪をした人等」というように、この計画の対象者の言い方をダイレクトに入れてしまっているのか、「対象」というようにやわらかい言い方にした方がいいのか。 そして、各関係機関も並立して載せ、この3方向で連携していくというイメージで作っていただくと。「更生保護を支える機関・団体」のところには保護観察所を入れていただきまして、かつ、そこにぶら下がるように、更生保護施設や自立準備ホームを入れるかどうかというところは、関係機関と調整いただきながら策定していただければと思います。 それから、ハローワークと法テラスを入れる場所を事務局で整理していただくことになると思います。 そして、「地域の支援体制」という書きぶりを、「計画の推進と支援体

	制」くらいにするか、「孤立を防ぐ支援体制」というようにしてみるかというところでしょうか。 もしこの図を立体的にできるのであれば、各機関を花びらのように記載するかというところは、あまり複雑にしてもわかりにくくなってしまう可能性がありますので、お任せしたいと思います。 事務局から今のまとめについてご意見などありますか。
事務局 (鈴木主幹)	ありがとうございました。 今回いただいたご意見を踏まえて、再度事務局の方でこの計画の修正をさせていただきます。その際に、ご意見をいただきました委員の方と記載方法などを個別に相談しながら進めていきたいと考えております。よろしくをお願いいたします。
山下委員長	関係機関と包括化する計画となっておりますので、事務局と各機関は十分な調整をお願いいたします。
	議題(3) その他
山下委員長	それでは次に進みまして、議題(3)その他は何かございますか。
事務局 (鈴木主幹)	本日はその他の議題はございません。
山下委員長	ありがとうございました。それでは、まだお話をされていない方は、せっかくなので何かご意見がありましたらお願いします。
岸委員	皆さんのいろいろな意見をお聞きしまして、先ほどの図についてを含め、考えがまとまらない所です。 本日は本当に考えさせられることが多くありました。ありがとうございました。
山田委員	図の中でハローワークをどこに入れていただくのかというところを考えたのですが、14ページのカテゴリーでいうと「就労支援」の中に入りますが、この図ではどこに入るのか言えず申し訳ございません。以上です。
山下委員長	就労のセンターなので、相談機関に入れるのは少し違和感がありますよね。
細野委員	私は前回3月に開催された会議から参加させていただきました。途中で

	らの参加でしたので、当初はわからないことがあったのですが、今回参加するにあたっていろいろと勉強させていただきました。 1点確認なのですが、「更生支援フォーラム」は関係機関と、更生保護活動に興味のある一般市民の方が参加する場という解釈でよろしいでしょうか。
地域共生課長	ありがとうございます。 はい。そのような認識で間違いございません。
細野委員	支援者も交えてという話ではないということでしょうか。
山下委員長	交じってもいいのですか。交じってはいけないのですか。
事務局 (鈴木主幹)	場合によってということになりますので、枠組みとしてここまではだめですよということは考えておりませんが、基本的には関係者フォーラムということを考えております。
加藤委員	私は今回の会議に初めて参加しまして、いろいろ勉強させていただきました。ありがとうございます。 警察といいますと、犯罪をした人に一番始めに携わる機関ということで、事件処理という形で現象名にとらわれることなく、このような制度があるということを教示して、その人を支援につなげるということが、警察で最も力を入れている刑法犯の認知件数の減少にも結びつくということを理解できましたので、我々も制度をよく理解し、支援につながるよう活動に力を入れていきたいと思います。
山下委員長	最後に鈴木委員、何かございますか。
鈴木委員	先ほどから少しお話をさせていただいているように、7月25日土曜日の13時30分から、市川市文化会館の小ホールで「いちかわ市民のつどい」を行います。せっかくここで皆さんと横のつながりができたということで、地域共生課の方をお願いをしまして、案内状を皆さんに何かしらお方法でお送りさせていただきますので、お時間のある方はぜひご参加ください。そして更生保護についていろいろ知っていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
山下委員長	ありがとうございました。 では、これをもちまして、令和8年度第1回市川市再犯防止推進計画策定委員会を終了いたします。

(16 時 00 分閉会)